

学校安全マニュアル



高知県立高知工業高等学校 定時制

< 学校安全マニュアル もくじ >

基本事項 p.3~

- p.4 : 安全教育全体計画 (高知工業高校 定時制)
- p.5 : 令和5年度 安全計画
- p.6 : 危機管理基本方針
- p.7 : 校内事故の緊急基本対応
- p.8 : 校内事故・事件時の役割分担・留意事項
- p.9 : 緊急連絡先
- p.10 : 指揮系統
- p.11~p.12 : 緊急時の本部編成・教職員の役割確認



災害発生

1.災害発生時 p.13~

- p.14 : 本校周辺における大規模地震の基礎知識
- p.15 : 大規模地震の安全確保
- p.16 : 授業中の大規模地震の緊急対応フロー (一次避難まで)
- p.17 : 大規模災害における緊急対応 (校外活動時)
- p.18 : 大規模災害における緊急対応 (登下校時の対応) のフロー
- p.19 : 大規模災害における緊急対応 (校外活動時の対応) のフロー



2.災害発生後 p.20~

- p.21 : 授業再開に向けての手順
- p.22 : 休日・夜間の震災時における参集体制
- p.23 : 災害後教職員の動員計画の対応フロー
- p.24 : 生徒引渡し連絡カード
- p.25 : 避難所としての学校の対応
- p.26 : 保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー



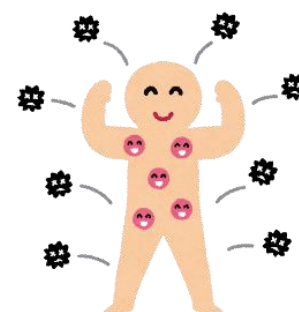
火 災 p.27~

- p.28 : 火災時の緊急対応フロー



健康被害 p.29~

- p.30 : 健康被害の予防
- p.31 : 感染症聞き取りカード
- p.32 : 学校感染症一覧表
- p.33 : アレルギー反応による緊急時の対応
- p.35 : エピペンの使用方法
- p.36 : 心肺蘇生法
- p.37 : 感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制



事故・事件等 p.38~

- p.39 : 交通事故発生時の対応フロー
- p.40 : 部活動時における事故防止
- p.41 : 学校に不審者が来た場合の対応フロー
- p.42 : 本校特定で犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



基本事項

p.4：安全教育全体計画（高知工業高校 定時制）

p.5：令和5年度 安全計画

p.6：危機管理基本方針

p.7：校内事故の緊急基本対応

p.8：校内事故・事件時の役割分担、留意事項

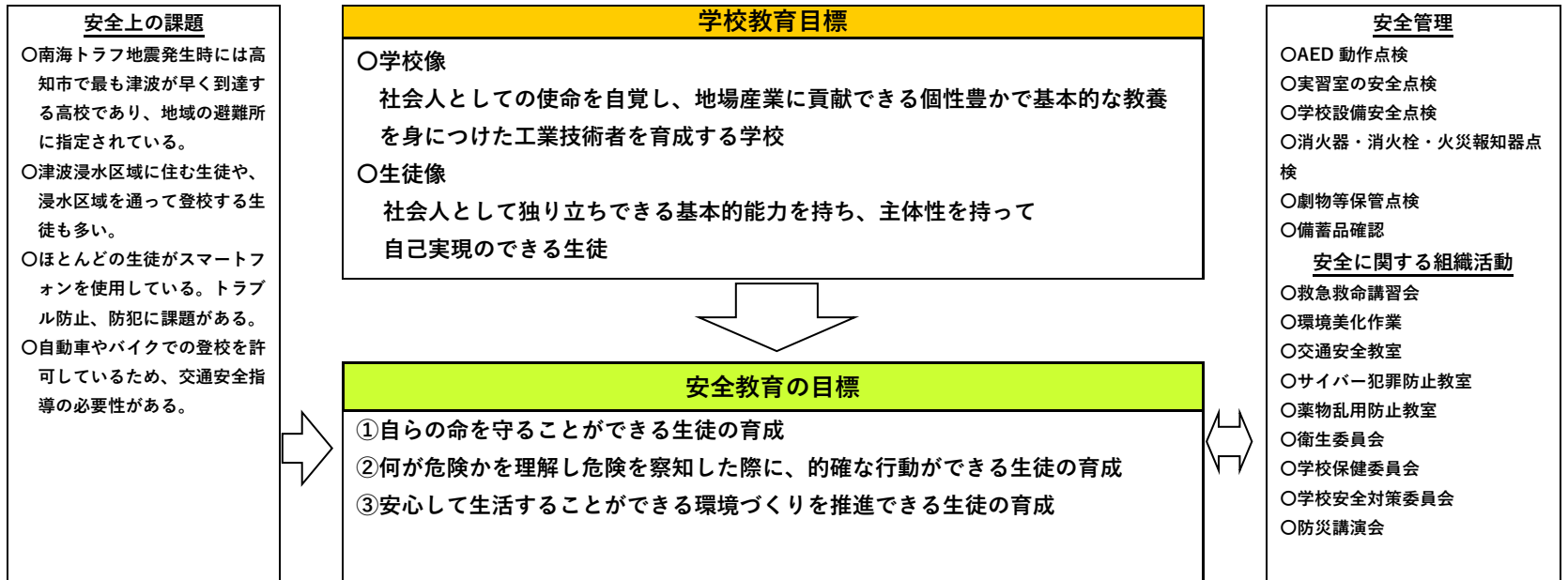
p.9：緊急連絡先

p.10：指揮系統

p.11~12：緊急時の本部編成・教職員の役割確認



高知工業高等学校（定時制） 安全教育全体計画



学年別重点目標			
【1年生】	【2年生】	【3年生】	【4年生】
<p>【生活安全】 ○安全な学校生活を送るために、自分を律し、規則を守って学校生活を送ることができる。</p> <p>【交通安全】 ○通学路における危険を予測し、安全に登校することができる。</p> <p>【災害安全】 ○自分たちの地域と災害について知り、災害を自分自身のこととして真剣に考える態度を身に付ける。</p>	<p>【生活安全】 ○全員が安心して過ごせる環境について理解し、ルールとマナーを守って学校生活を送ることができる。</p> <p>【交通安全】 ○自分を律し、交通ルールを遵守する態度を身に付ける。</p> <p>【災害安全】 ○災害時に自身が担う役割を自覚し、自分の安全と地域の安全のために考え、行動することができる。</p>	<p>【生活安全】 ○思いやりの心で他者への配慮を考え、社会生活や学校生活を送ることができる。</p> <p>【交通安全】 ○運転等の慣れを律し、常に交通安全を意識した行動ができる。</p> <p>【災害安全】 ○災害が起こった地域から学ぶべきところを吸収し、いかに安全な行動をとるか学習できる。</p>	<p>【生活安全】 ○社会の一員として、自他の安全を守るために行動することができる。</p> <p>【交通安全】 ○社会の一員として自他の安全に責任を持ち、交通ルールを遵守することができる。</p> <p>【災害安全】 ○常に災害に対する危機感を持ち、自他の安全のために備え、行動することができる。</p>

関連する主な領域及びその指導内容				
	【1年生】	【2年生】	【3年生】	【4年生】
教科	<ul style="list-style-type: none"> ○現代社会 ・過去の大災害について ○保健 ・救命救急法 ○理科 ・施設・設備・薬品管理等の点検 ・地震のメカニズム ○工業技術基礎 ・施設・道具・器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭基礎 ・施設・道具・器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備 ○保健 ・職業と健康 ○体育 ・体育施設・用具の安全点検 ○実習 ・施設・道具・器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育 ・体育施設・用具の安全点検 ○物理基礎 ・建造物の耐震・制震・免震 ○実習 ・施設・道具・器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育 ・体育施設・用具の安全点検 ○実習・課研 ・施設・道具・器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備
特別活動	<p>ホームルーム活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オリエンテーション ○夏休みの生活と安全 ○地震と安全 ○春休みの生活と安全 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全事前指導 ○実習と安全 ○冬休みの生活と安全 	<p>課外活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こうち建設フェスタ「ものづくり教室」 ○ものメッセ KOCHI2023「作品展示」 	
学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練 ○サイバー犯罪防止教室 ○交通安全教室 ○薬物乱用防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○シェイクアウト訓練 ○防災講演会 ○非行防止教室 		

安全教育の成果を測る指標
<ul style="list-style-type: none"> ○ルールやマナーを守り、自他ともに安全で安心して過ごせる環境を目指して行動する態度が身についているか。(言動・振り返りシート) ○災害を自分のこととしてとらえて真剣に向き合い、自分や地域の人たちのために行動することができるか。(言動・振り返りシート) ○日常生活に潜む危険について理解し、自らの取るべき行動を選択する力が身についているか。(テスト、言動・振り返りシート)

◆ 令和5年度 安全計画

		高知県立高知工業高等学校 定時制											
		4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
安 全 学 習	地歴公民	環境と私たちの生活 ・資源・エネルギー問題と私たちの生活 ・実験器具等の安全な取り扱い ・施設・設備・薬品管理等の点検 ・体育施設・用具の安全点検	資源・エネルギー問題と私たちの生活 ・観察・実験における一般的な注意及び危険防止の注意 ・体力について	科学技術の発達と私たちの生命 ・地震のメカニズム(地震災害) ・転倒防止(雨季の体育館・グラウンドの使用)	青年期の課題 ・運動・落下運動等(乗物の安全運転) ・熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・救急法(応急手当)	現代の経済社会と私たちの生活 ・施設・設備・薬品管理等の点検 ・用具の安全点検 ・体育施設・用具の安全点検	現代の経済社会と私たちの生活 ・電気器具の取扱い上の注意 ・体育祭の準備 ・体育祭の事故防止	現代の民主政治と私たち ・有言ガスと応急手当 ・感染症について	現代の民主政治と私たち ・自然災害と天気・気候 ・体育施設・用具の安全点検	交通安全と日本の役割 ・物質の変化、化学反応についての正しい理解 ・職業と健康	交通安全と日本の役割 ・物質の変化、化学反応についての正しい理解 ・職業と健康	交通安全と日本の役割 ・物質の変化、化学反応についての正しい理解 ・職業と健康	交通安全と日本の役割 ・物質の変化、化学反応についての正しい理解 ・職業と健康
	理科	実験器具等の安全な取り扱い ・施設・設備・薬品管理等の点検 ・体育施設・用具の安全点検	観察・実験における一般的な注意及び危険防止の注意 ・体力について	転倒防止(雨季の体育館・グラウンドの使用)	熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・救急法(応急手当)	用具の安全点検 ・体育施設・用具の安全点検	体育祭の準備 ・体育祭の事故防止	感染症について	体育施設・用具の安全点検	職業と健康	職業と健康	職業と健康	職業と健康
	保健体育	体育施設・用具の安全点検	体力について	転倒防止(雨季の体育館・グラウンドの使用)	熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・救急法(応急手当)	用具の安全点検 ・体育施設・用具の安全点検	体育祭の準備 ・体育祭の事故防止	感染症について	体育施設・用具の安全点検	職業と健康	職業と健康	職業と健康	職業と健康
安 全 指 導	家庭	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備
	実習・課研	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設・道具・器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備
	学校行事	入学式、始業式 ・春の交通安全指導 ・定期健康診断 ・通学時の安全 ◎新入生防災教室(防災、薬運ミサイル)	学校保健(安全)委員会 ・ホームデイ	◎避難訓練(地震、津波) ・非行防止教室(ネットリテラシー)	終業式 ・夏休みの諸注意 ・ホームマッチ ・救急法研修	始業式 ・性教育講演会 ◎シイエイクアット訓練 ◎防災講演会	生活体験発表会 ◎避難訓練(火災) ◎運動訓練(火災) ・支那体育大会 ・交通安全教室	技術競技大会 ・学校保健(安全)委員会 ・支那体育大会 ・薬物防止事後指導	ホームマッチ ・終業式 ・冬休みの諸注意	卒業式 ・学校保健(安全)委員会 ◎避難訓練(地震、津波) ◎防災アドバイザー事業	衛生委員会	衛生委員会	衛生委員会
安 全 管 理	1年HR活動	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標
	2年HR活動	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標
	3年HR活動	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標
安 全 管 理	4年HR活動	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標	年間目標
	生徒会活動	対面式 ・ホーム役員選出	生徒総会 ・県社形式	生徒総会 ・県社形式	生徒総会 ・県社形式	生徒総会 ・県社形式	生徒総会 ・県社形式	生徒総会 ・県社形式	生徒総会 ・県社形式	生徒総会 ・県社形式	生徒総会 ・県社形式	生徒総会 ・県社形式	生徒総会 ・県社形式
	部活動	部活動年間計画作成 ・用具の点検・整備	大会・遠征等の安全 ・県体育大会	大会・遠征等の安全 ・県体育大会	大会・遠征等の安全 ・県体育大会	大会・遠征等の安全 ・県体育大会	大会・遠征等の安全 ・県体育大会	大会・遠征等の安全 ・県体育大会	大会・遠征等の安全 ・県体育大会	大会・遠征等の安全 ・県体育大会	大会・遠征等の安全 ・県体育大会	大会・遠征等の安全 ・県体育大会	大会・遠征等の安全 ・県体育大会
安 全 管 理	個別指導	校内清掃指導	校内清掃指導	校内清掃指導	校内清掃指導	校内清掃指導	校内清掃指導	校内清掃指導	校内清掃指導	校内清掃指導	校内清掃指導	校内清掃指導	校内清掃指導
	学校生活の安全管理	通学状況調査 ・危機管理体制確立 ・実習室の安全点検	生徒引率の安全確認 ・就業時の安全確認 ・球技大会安全対策	水難事故の防止	熱中症の防止 ・大規模の安全確認 ・長期休業前の生活指導	就業時の安全点検 ・防災講演会	防災対策の徹底 ・防災施設・設備の点検整備	実習室の安全点検 ・防災施設・設備の点検整備	長期休業前指導	就業時の安全点検 ・防災施設・設備の点検整備	実習室の安全点検 ・防災施設・設備の点検整備	実習室の安全点検 ・防災施設・設備の点検整備	実習室の安全点検 ・防災施設・設備の点検整備
	学校環境の安全点検	学校環境の安全点検(施設・設備・食室・実習室) ・防災設備の点検・整備	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)	学校環境の安全点検(体育館・格技場・部室・運動器具・食室) ・フェール器具 ・環境美化作業(木質検査)
学校安全に関する組織活動	◎新入生防災教室(防災、薬運ミサイル)	◎PTA総会 ・保護者面談 ・衛生委員会 ◎避難訓練 ・非行防止教室	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会	◎避難訓練(火災) ・衛生委員会 ◎避難訓練(火災) ・衛生委員会

◆ 危機管理基本方針

危機管理の必要性	危機管理の目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の命と人権を守り安全を確保 ・ 全教職員が一丸で被害を未然に防ぐ ・ 危機管理マニュアルを確認 ・ 被害を最小限に留める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機に関する兆候を積極的に察知 ・ 迅速・的確に対処する体制の整備 ・ 研修、訓練を通し意識と資質の向上 ・ 危機発生時は生徒の安全確保を最優先 ・ 迅速で的確に対応し、生徒への影響を考慮

①未然防止

マニュアル作成	日常の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最悪のケースを想定 ・ 必要な対応、手順を明示 ・ 関係機関等の連絡先を明示 ・ 関係機関等からの助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の健康状況の把握 ・ 生徒、保護者との信頼関係 ・ 健康、安全指導の徹底 ・ 各種備品、施設の安全点検 ・ 講習、研修、訓練の実施
自然災害・人災予測	生徒指導 他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、火災、大雨洪水、大雪 ・ 授業中、部活動中等の事故 ・ 学校行事、校外学習中事故 ・ 登下校中事故 ・ 不審者、テロ ・ 感染症 等 	不登校、いじめ、薬物乱用、喧嘩、凶器携帯、窃盗、携帯電話、教職員不祥事、著作権侵害 等
想定外はない意識付け	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に、本当にこれで大丈夫だろうか意識付け ・ トラブルが発生決して一人で抱えず相談 ・ 悪い情報程早く相談や報告 	



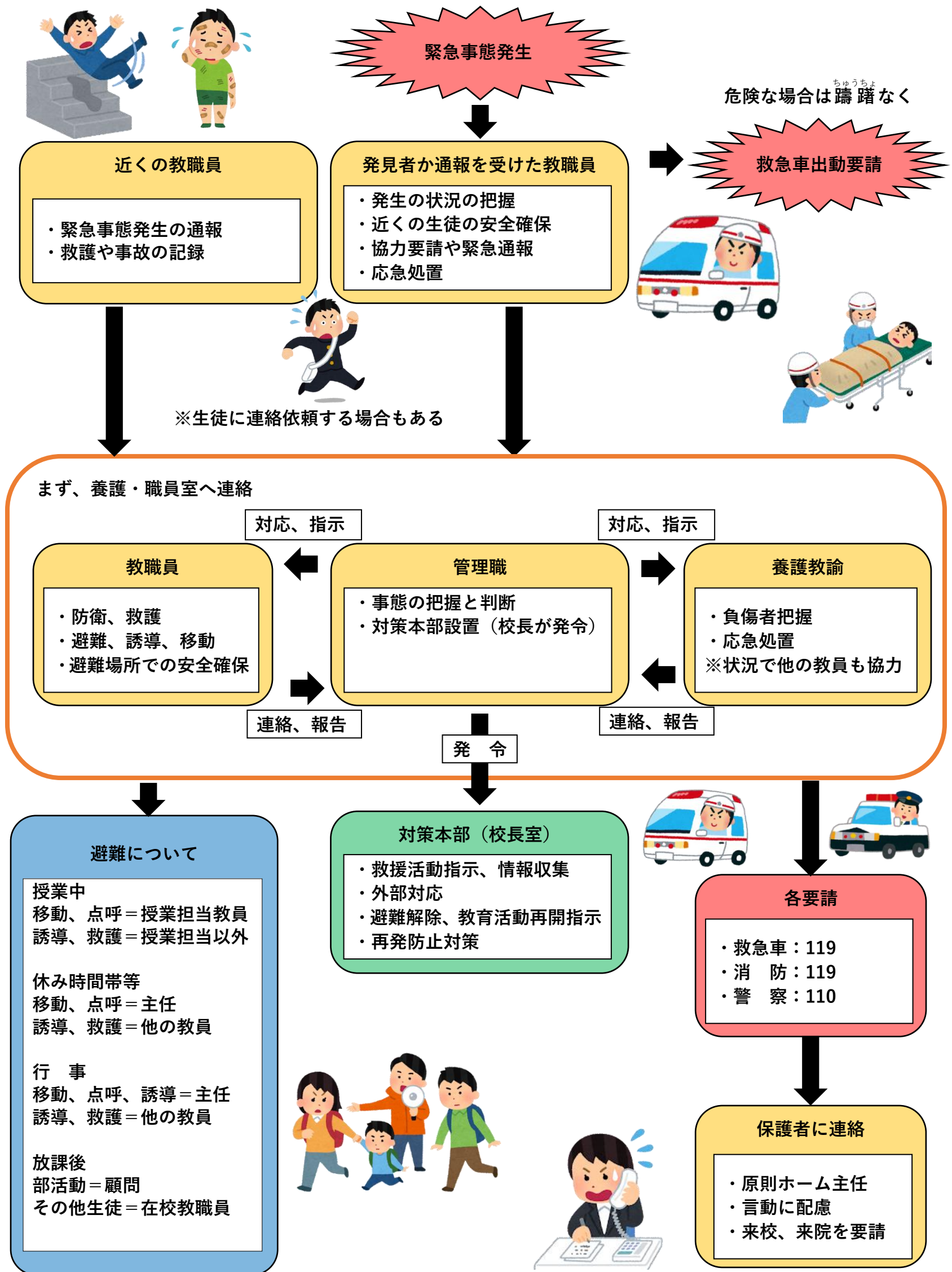
②対応

事故発生 現場対応 報告 対策本部 情報収集 対策検討 情報提示 対策実施 継続的対策	対策本部設置と役割
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援活動指示 ・ 情報収集、整理 ・ 外部対応 ・ 避難解除 ・ 教育活動の再開指示 ・ 再発防止対策
	情報・対策の窓口の一本化 ※重大な危機が発生した場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮系統の明確化 ・ 情報収集や対応の決定



③再発防止

◆ 校内事故の緊急基本対応フロー



◆ 校内事故・事件時の役割分担・留意事項

(1) 発見者

- ① 協力者の要請
- ② 救急処置
- ③ 発見後の状況把握と報告
(時刻・場所・発生状況・怪我の内容や程度・処置事項等)

(2) 救急処置

- ① 救命処置最優先
(気道の確保・人工呼吸・心臓マッサージ・止血等)
- ② ショック予防
(体位・保温・安静・『大丈夫だ』と声をかけ安心させる)

(3) 救急車の要請・・・原則発見者(以後の対応は教頭)

例：意識不明・呼吸困難・不整脈・多量出血・頭部打撲後の吐き気や痙攣 等が起きた場合

(4) 救急車の呼び方

- ① 局番なしの119番
- ② 『救急です』とはっきり言う
- ③ 『私は高知工業高校の〇〇です』
- ④ 事故現場の場所を伝える 目印をわかりやすく
- ⑤ 病気や怪我の様子を伝える『誰が』『いつ』『どこで』『どうなった』を伝える
- ⑥ どんな処置をしたかを報告し、次に何をすればよいかを聞く
- ⑦ 救急車を出迎え誘導 ※懐中電灯携行

(5) 救急車への添乗者……………事故発見者・ホーム主任・養護教諭 等

- ① 『生徒理解カード』(生年月日や住所等がわかるもの)、電話代、持参
- ② 重症時は2人以上が付き添う

(6) 家庭連絡

- ① 原則としてホーム主任
- ② 強いショックを与えないよう配慮
- ③ 来校または来院を要請する(来院時に保険証を持参してもらう)

(7) その他

- ① 渉外は教頭を中心に窓口を一本化
- ② 他の生徒をパニックにさせないよう配慮
- ③ 受診後、付添い者は生徒の状況・医師の指示等について速やかに学校に報告
- ④ 重大事故では特に正確な記録(発生場所・時刻・事故内容・程度・経過等)

◆ 緊急連絡先

学 校 088-831-9171 高知市棧橋通 2-11-6

緊急電話

高知南警察署 110 番 : 088-834-0110

高知南消防署 119 番 : 088-831-1860

緊急電話

医療情報センター : 088-825-1299

高知赤十字病院 : 088-822-1201

近森病院 : 088-822-5231

須藤歯科医院 : 088-823-4995 学校歯科医

潮江高橋病院 : 088-833-2700 学校医

高知市保健所 : 088-822-0577

高知県教育委員会

教育政策課 (TEL) 088-821-4731 (FAX) 088-821-4558

高等学校課 (TEL) 088-821-4851 (FAX) 088-821-4547

市町村

高知市役所 : 088-822-8111

高知市防災政策課 : 088-823-9055

高知市教育委員会教育課 : 088-823-9473

高知市南部福祉保健センター : 088-878-9060

潮江公民館 : 088-831-5355

高知市総務課 : 088-823-9411

交通手段

土佐ハイヤー南ノ丸 : 088-832-1313

土佐ハイヤー梅ノ辻 : 088-833-7788

◆ 指揮系統

連絡順位	役 職	氏 名	
		全日制	定時制
1	校 長	北村 晋助	
2	副 校 長	大原 義規	
3	教 頭	竹崎 仁	上村 正博
4	事 務 長	本川 博幸	
5	教務主任	中村 文香	岡本 壮史
6	生徒指導主事	西野 大祐	湯浅 政彦
7	総務部長	岡崎 俊明	戸田 卓谷
8	補導専任	中川 明彦	竹村 順二
		小野川直人	

◆ 勤務時間外防災対応連絡順位

連絡順位	役 職	氏 名	
		全日制	定時制
1	校 長	北村 晋助	
2	副 校 長	大原 義規	
3	教 頭	竹崎 仁	上村 正博
4	事 務 長	本川 博幸	
5	教務主任	中村 文香	岡本 壮史
6	生徒指導主事	西野 大祐	湯浅 政彦
7	総務部長	岡崎 俊明	戸田 卓谷
8	学校まで最短距離に 居住する教員	片山知佐子	中谷 由佳

◆ 対策本部の設置（対策本部員はその他校長が認めた者）

連絡順位	役 職	氏 名	
		全日制	定時制
本部長	校 長	北村 晋助	
副本部長	副 校 長	大原 義規	
	教 頭	竹崎 仁	上村 正博
	事 務 長	本川 博幸	
対策本部 委員	安全衛生管理者	吉田 大希	
	教務主任	中村 文香	岡本 壮史
	生徒指導主事	西野 大祐	湯浅 政彦
	総務部長	岡崎 俊明	戸田 卓谷
	補導専任	中川 明彦	竹村 順二
小野川直人			

◆ 緊急時の本部編成・教職員の役割確認

対策本部		
役職名	担当	役割内容
本部長	校長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校避難指示 ・ 避難の実施方法決定 ・ 負傷者の救護決定 ・ 情報収集 ・ 地域全体の被害状況把握 ・ 教育委員会や外部機関対応 ・ マスコミ対応（本部長） ・ 教職員の役割分担の決定 ・ 保護者対応 ・ 記録と整理及び報告 ・ 今後の対応方針決定
副本部長	副校長 教頭 事務長	
対策委員	安全衛生管理者 生徒指導部長 教務部長 総務部長	

◆ 自然災害

役職名	担当	役割内容
生徒対応	授業担当教員 ホーム主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の状況把握 ・ その場を離れない ・ 生徒の安全確保 ・ 生徒の負傷確認、不安払拭 ・ 避難時の安全性確認 ・ 的確な避難誘導指示 ・ 二次災害防止活動
避難誘導	授業外教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路の安全性把握 ・ 避難場所の安全性把握 ・ 校舎の被害状況把握 ・ 避難経路確保と誘導 ・ 要救助者の確認 ・ 負傷者の応急手当 ・ 二次災害防止活動
安否確認	学校安全担当 各教科長 普通科連絡調整係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎内残留生徒の確認 ・ 校内施設残留生徒の確認 ・ 教職員の被害把握 ・ 生徒の被害把握
救護	生徒指導部 副主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の状況確認 ・ 負傷者の救出
救急医療	養護教諭 こころの相談部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者への応急手当 (負傷の程度を本部に連絡) ・ 救急車の同乗 (原則ホーム担当)
保護者対応	副本部長 ホーム主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の校舎外避難後の対応 ・ 保護者との連絡方法 ・ 連絡が取れない場合の下校方法

◆ 不審者対応

役職名	担当	役割内容
不審者対応	生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> ・複数で現場に向かい即時対応 ・生徒の安全確保 ・可能な場合行為の静止
生徒対応	授業教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・その場を離れない ・不審者の対応 ・生徒の安全確保 ・他の教職員への通報 ・避難指示 ・生徒の不安払拭
避難誘導	授業外教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・安全経路へ避難誘導 ・的確な指示 ・被害の拡大防止
安否確認	ホーム主任 学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎内の残留生徒の確認 ・要救護者の確認 ・教職員、生徒の被害の把握
救急医療	養護教諭 こころの相談部	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急手当 ・負傷の程度を本部に連絡 ・救急車の同乗（各ホーム担当）
保護者対応	副本部長 ホーム主任	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の校舎外避難後の対応 ・保護者との連絡方法 ・連絡が取れない場合の下校方法

◆ 健康被害

役職名	担当	役割内容
救急医療	養護教諭 こころの相談部	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の健康観察 ・保健室来室状況把握 ・来室理由把握 ・欠席状況と推移の把握 ・医療機関と連携、連絡 ・患者の応急手当 ・対策本部と連携 ・情報収集
環境衛生	養護教諭 学校薬剤師 衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の環境衛生検査の実施と協力（飲料水、トイレ、手洗い場、給水施設等）
保護者対応	副本部長 ホーム主任 副主任	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員会、保護者説明会の開催 ・症状のある生徒への対応 ・症状のない生徒への対応

災害発生

1.災害発生時

p.14：本校周辺における大規模地震の基礎知識

p.15：大規模地震の安全確保

p.16：授業中の大規模地震の緊急対応フロー（一次避難まで）

p.17：大規模災害における緊急対応（校外活動時）

p.18：大規模災害における緊急対応（登下校時）のフロー

p.19：大規模災害における緊急対応（校外活動時）のフロー



◆本校周辺における大規模地震の基礎知識

学校の立地条件

標高	：	約0.5～1 m
海岸からの距離	：	約1 km
校舎	：	4階10 m
屋上	：	14 m



◆災害予想 ※想定なのでこの数値より大きく、被害が大きくなることも想像すること

震度	：	7以上
地震継続時間	：	2.5～3分
津波による浸水	：	3～5 m
津波到達時間	：	40分 ※30 cmの浸水で避難困難
学校周辺地域は液状化の危険性大		



◆校内避難場所

- ・原則2号館4階が避難先
- ・避難の際、2階以上の渡り廊下は使用しない

避難場所に
直行出来ない場合



- ・最寄りの校舎の最上階
- ・体育館2階



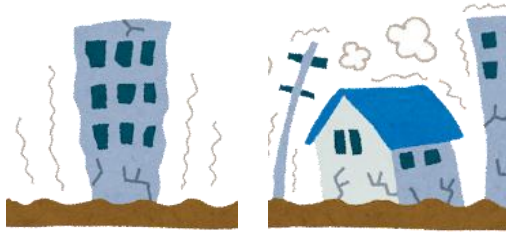
◆備蓄品保管場所

- ・2号館4FCAD準備室
- ・体育館3F東側
- ・体育館3Fステージ側



◆大規模地震の安全確保

安全確保の基本

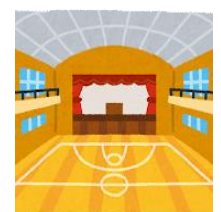
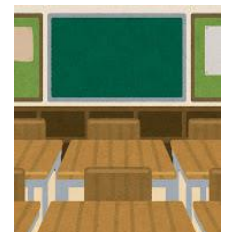


授業中の対応	休み時間、放課後等の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの窓、壁と反対側に頭を向けて、 ・ 机の下に潜らせ、机の脚をしっかりとさせる ・ 教職員は冷静に的確な指示を与える ・ 安心させるような声かけを続ける ・ 火を消す。ガスの元栓を閉める ・ 電気器具のコンセントを抜く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員が居なくても生徒自らが安全確保出来るよう、日頃から指導しておく ・ 揺れが終息し安全が確保された後、教職員は生徒のもとへ急行、安否確認、避難行動準備

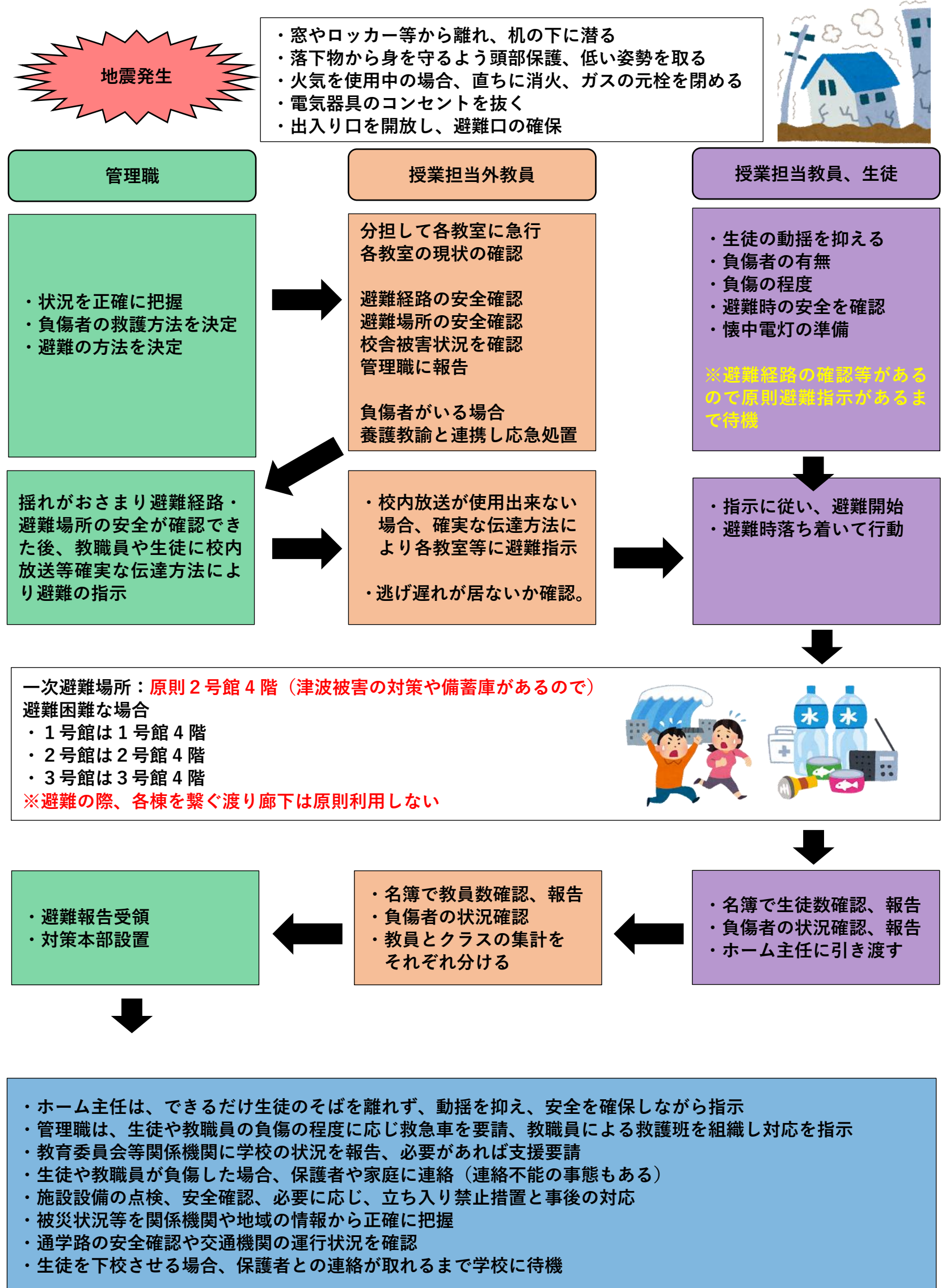


場所別の初期行動

場 所	具体的な行動
教室	近くの窓、壁と反対側に頭を向ける 机の下に潜らせ、机の脚をしっかりとつ
特別室	危険物から離れる (機械、実験器具、棚、工具、テレビ等)
体育館	体育器具や窓ガラスから離れ、中央部に集まる 頭部保護、低姿勢の維持
プール	プールの縁に移動、プールの縁を掴む
階段や廊下	窓ガラス、蛍光灯の落下を避け、中央部で低姿勢の維持 近くの教室の机の下に潜る
トイレ	ドアを開け、頭部を保護して動かずにいる
運動場・校舎外	校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、 フェンスや体育器具等崩壊の危険性のあるものから離れる 姿勢を低くする



◆ 授業中の大規模地震の緊急対応フロー（一次避難まで）



◆ 大規模災害における緊急対応(校外活動時)



校外活動時で予想される状況

- ・強い揺れの際は立つこと、歩行も困難
- ・建物や電柱等の倒壊で電線の破断
- ・瓦や外壁や看板の落下や窓ガラス飛散
- ・塀や石垣や自動販売機等の倒壊
- ・液状化で泥水や砂の噴出
- ・液状化で建造物の傾斜や道路の陥没
- ・傾斜地は、山崩れ・崖崩れが発生
- ・海岸部は、津波の危険性
- ・道路の地割れ
- ・プロパンガスの漏洩



◆ 緊急時の情報収集方法



緊急時の情報収集方法

被害の状況や生活に関連する情報を正確に入手できる手段が大切

災害時に必要な情報源（自分にあった情報の入手方法を選んで用意）

- ・テレビ
- ・ラジオ
- ・スマートフォン
- ・地域の防災無線
- ・県や市町村の広報 など

※誤った情報や出所の分からない情報に惑わされないように注意



◆ 災害時に必要な情報



緊急時の情報収集内容

- 各地の被害の状況
- 被害の予想
- 交通手段・電気・水道・ガスなどの復旧の状況
- 気象庁が発表する警報や注意報、気象情報



※ただし避難行動に関しては、特に津波の危険性が高い大地震の場合など、情報を待たずにまず安全な高台へ！空振り OK、見逃し NG

◆ 安否情報や集合（避難）場所の確認

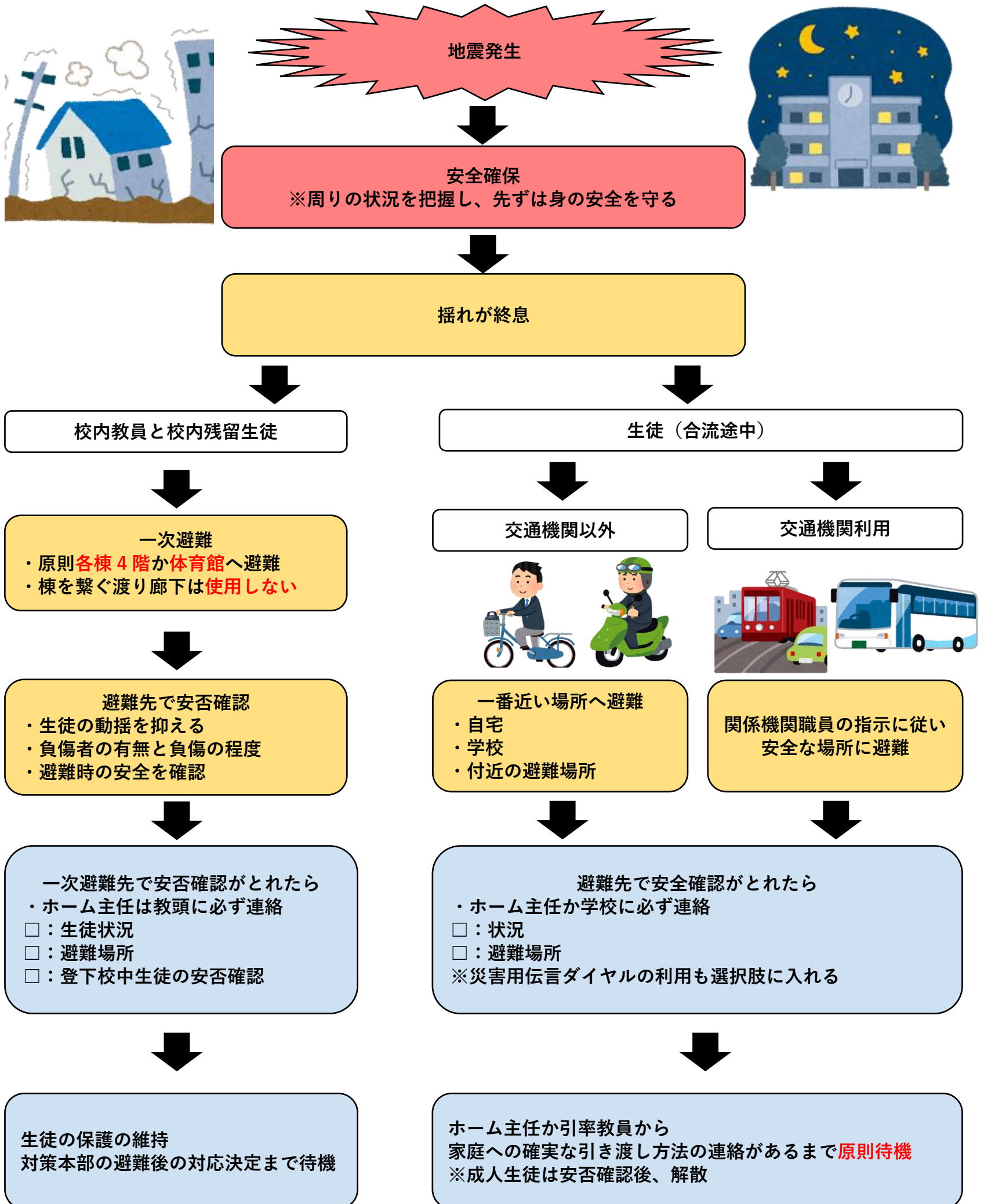


災害時は携帯電話がつながりにくく
安否確認や避難場所の確認に時間を有する

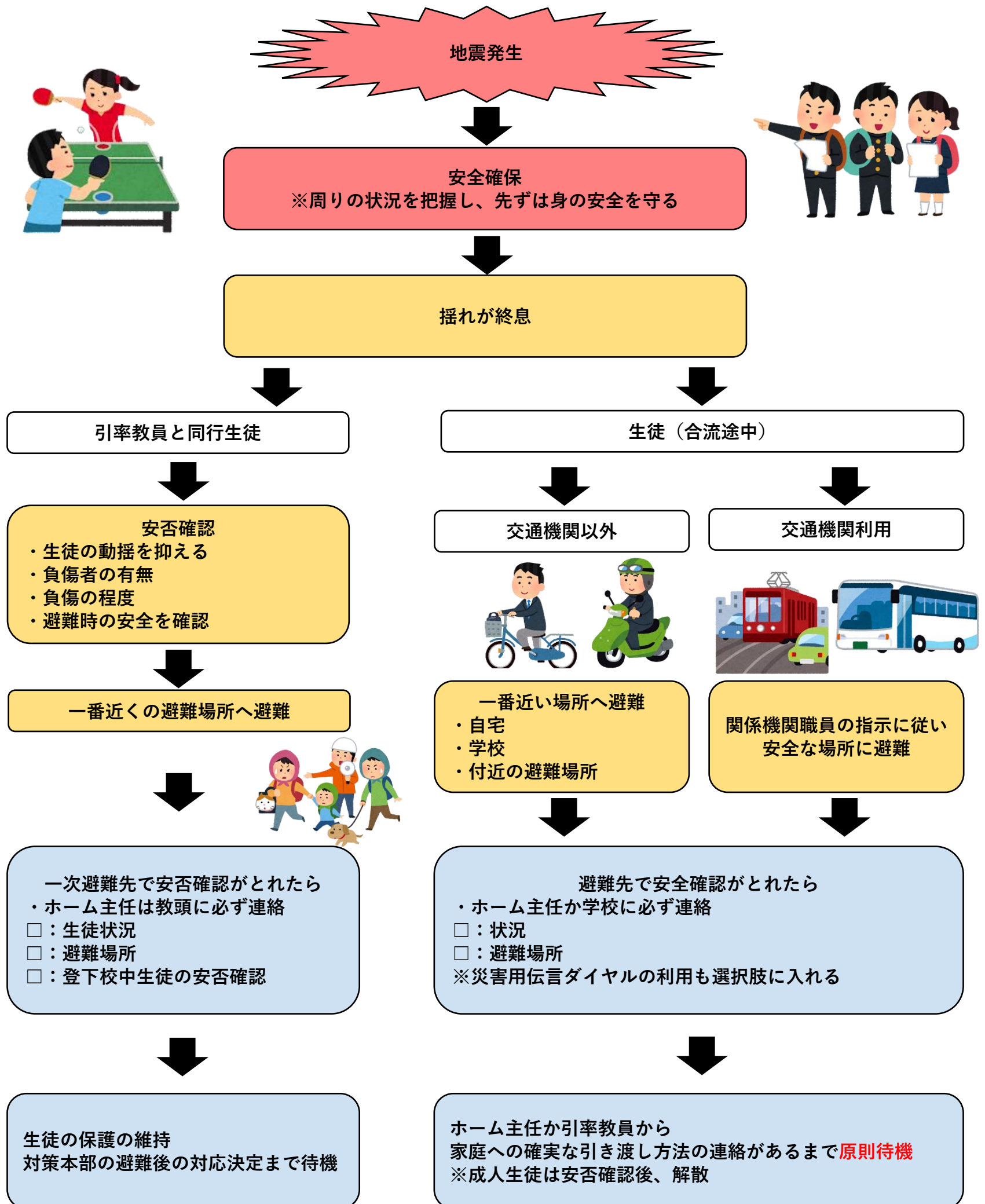
- ・その場合、災害用伝言ダイヤルを利用



◆ 大規模災害における緊急対応(登下校時の対応)のフロー



◆ 大規模災害における緊急対応(校外活動時の対応)のフロー



災害発生

2.災害発生後

p.21：授業再開に向けての手順

p.22：休日・夜間の震災時における参集体制

p.23：災害後教職員の動員計画の対応フロー

p.24：生徒引渡し連絡カード

p.25：避難所としての学校の対応

p.26：保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー



◆ 授業再開に向けての手順



教職員参集		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員やその家族の安否確認 ・教職員の住居の被災状況確認 ・住居の安全を確保した後、直ちに学校に集合 ・学校防災本部の設置 ・状況に応じ、臨時休校の措置 ・教育委員会や保護者に連絡
-------	--	--



災害状況	生徒地域	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒や保護者の安否確認 ・生徒動向把握（避難先等） ・生徒の心理面への影響確認 ・生徒の住居の被災状況確認 ・地域の被害状況の確認
	校舎	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検で校舎等の被害状況確認 ・ライフライン、電話の被害状況確認



授業再開 事前準備		<ul style="list-style-type: none"> ・校舎の被害に対する応急措置 ・校舎等の安全点検、危険度の判定調査 ・ライフライン、仮設トイレの確保 ・通学路の安全点検 ・教室確保（施設借用、仮設教室設置） ・避難移住生徒の修学手続きの臨時措置 ・学用品、救援物資等の受入れ ・避難所の運営
--------------	--	--



授業再開 準備		<ul style="list-style-type: none"> ・校舎施設、設備の復旧 ・仮設教室の建設 ・教科書確保 ・生徒の学力補充と心のケア対策 ・教職員配置、教職員不足の場合への対応 ・授業形態の工夫 ・再開時の保護者への連絡
------------	--	---



生徒訪問 臨時登校		<ul style="list-style-type: none"> ・避難移動した生徒の訪問 ・生徒の確認と学級編成 ・心理面の安定確保 ・具体的な被害状況確認（学用品等） ・通学の安全指導、臨時登校
--------------	--	--



授業再開



◆休日・夜間の震災時における参集体制



配備基準

参集体制

津波注意報が発表

第1 配備：警戒態勢

・校長 ・副校長 ・教頭 ・事務長

高知県中部

- ・震度4の地震発生
- ・津波警報が発表

第2 配備：嚴重警態勢
必要に応じ、災害対策本部設置

・校長 ・副校長
・教頭 ・事務長



・近隣に住む教職員

高知県中部

- ・震度5弱以上の地震発生
- ・津波警報が発表

第3 配備：嚴重警態勢
対策本部設置

・校長 ・副校長 ・教頭 ・事務長

◆災害後教職員の動員計画の対応フロー

業務形態	対策本部設置・初期対応・情報収集 等		
サービス形態	勤務時間内	出張等	勤務時間外・休日
本部長 副本部長 情報班長	①即座に配置 ②対策本部設置 ③初期対応緊急発令	①直ちに帰校 ②配備につく ※帰校が不可能な場合 ①本部長 ②副本部長に連絡し待機 ③帰校可能になれば帰校	①自宅と家族の安全を確認 ②直ちに出勤し配備。 ③対策本部設置。 ④初期対応の緊急発令
近距離通勤者			①自宅と家族の安全を確認 ②出勤し、配備 ※出勤が不可能な場合 ①本部長 ②副本部長に連絡し待機 ③出勤可能になれば出勤
遠距離通勤者			

配備体制	配備基準	参集体制
第1 配備 警戒態勢	津波注意報が発表	全日制・定時制の管理職
第2 配備 嚴重警戒態勢	震度4の地震が 高知県中部で発生	上記の教職員に加え全日制・定時制の ・近距離通勤者
必要に応じ 対策本部設置	津波警報が発表	
第3 配備 対策本部設置	震度5弱の地震が 高知県中部で発生	上記の教職員に加え全日制・定時制の ・運営委員 ・各科長 ・各ホーム主任 ・養護教諭 ・補導専任 ・学年主任（正副） ・保健主事 ・特別支援教育学校コーディネーター
	震度5強の地震が 高知県中部で発生	全教職員
	大津波警報が発表	全教職員

◆生徒引渡し連絡カード（未成年生徒用）

生徒氏名		学年・組	年 組
住所			
保護者氏名		生徒との関係	
緊急時連絡先			
在校生兄弟姉妹	有・無	年 組	生徒氏名
引取者氏名		本人との関係	
避難場所			
引渡日時			
対応教職員名			

◆生徒引渡し連絡カード（成人生徒用）

生徒氏名		学年・組	年 組
住所			
保護者氏名		生徒との関係	
緊急時連絡先			
在校生兄弟姉妹	有・無	年 組	生徒氏名
引取者氏名		本人との関係	
避難場所			
引渡日時			
対応教職員名			

注意事項

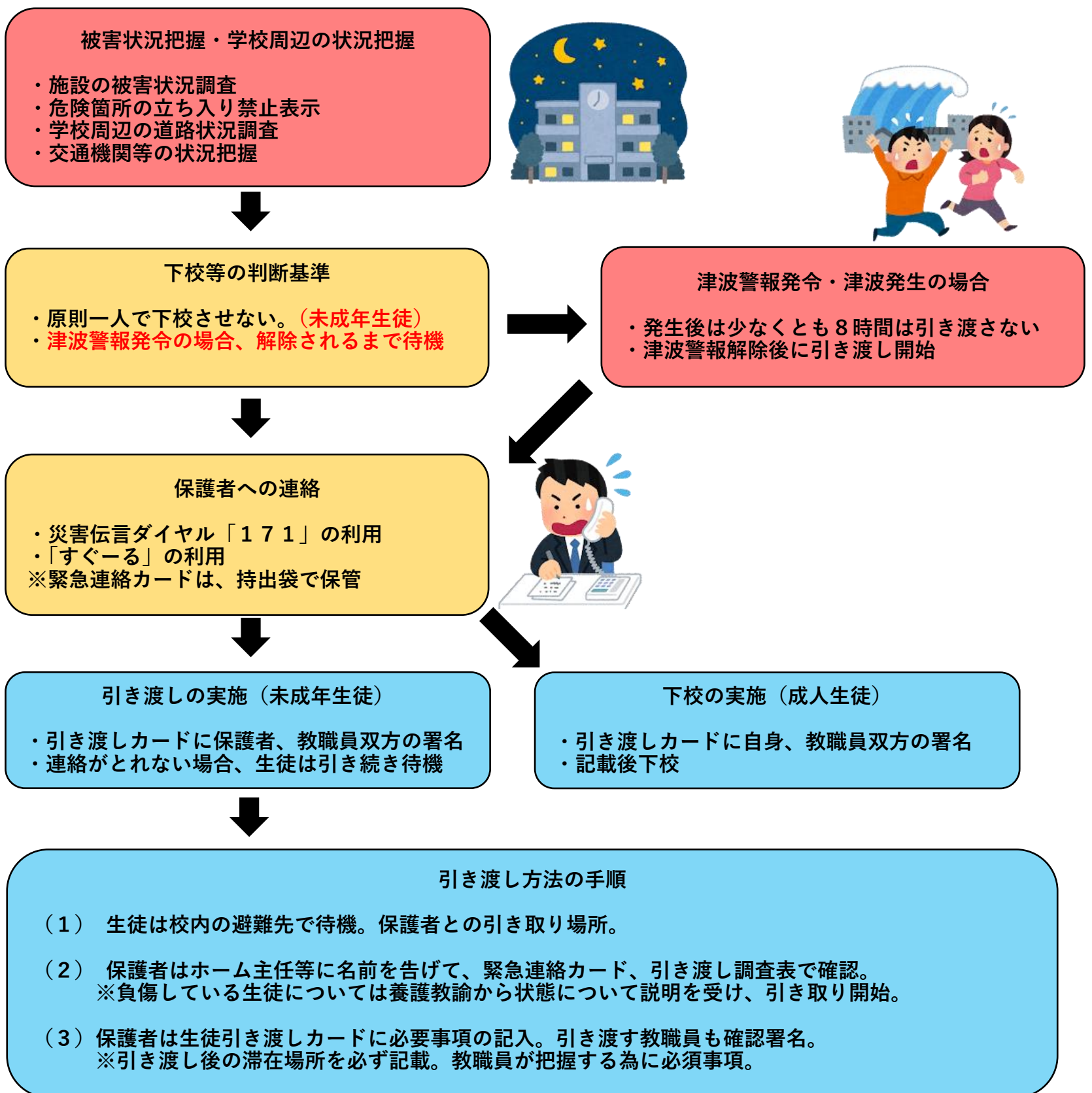
- ・原則、未成年生徒は保護者か引取り者が居ないと引渡し不可
- ・成人生徒は自身で家族等の居る避難場所に向かえるが、必ずカードに記入して提出
- ・色付きの項目は引渡し前に必ず記入、他の項目は判明次第加筆
- ・対応教職員は記入された生徒引渡し連絡カードを対策委員か管理職に提出

◆災害発生後の避難所としての学校の対応

学校防災本部設置（本部は校長室）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校医、地域の医師会と連携 ・ ボランティアの受け入れ準備 ・ 避難所支援の構成人数と役割分担の決定 ・ 自主防災組織や防災担当部署職員との協力体制確立 	

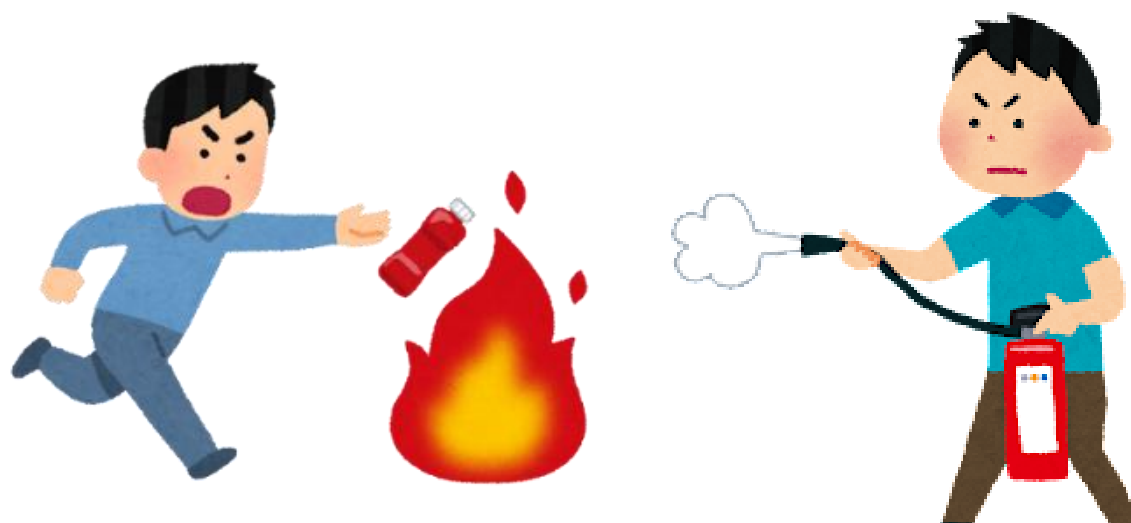
各対応一覧		
各対応	公務分掌	内容
施設等開放区域明示	教務部 生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開放、立入禁止区域の明示 ・ 緊急車両の発着場確保 ・ 高齢者や障がい者への優先的配慮
避難者誘導	進路指導部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所使用のマナー ・ 担当者による誘導 ・ 一般的注意の徹底 ※避難者の自家用車の乗入れは原則禁止
救援物資調達配給	教務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配給時トラブルの回避 ・ 食事、救援物資の配給経路の把握 ※高齢者、障がい者、非常持出品の無い家庭を優先
衛生環境整備	養護教諭 こころの相談部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレの設置 ・ ゴミの収集場所の管理 ・ 食中毒や伝染病等衛生面への配慮
仮設テント設置	生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車両の進入の妨げとならない場所に設置
避難所運営組織づくり支援	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校防災本部長、副部長との連携 ・ 避難生活の基本的ルールについての助言
ボランティア受け入れ	進路指導部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアコーディネーターに協力依頼 ・ 活動拠点の設置 ・ 災害ボランティアセンターとの連携
炊き出し協力	生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用可能な調理室（食堂）の提供 ・ 献立、衛生管理等についての助言
避難者の名簿作成	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、入所時に記入 （氏名・性別・年齢・住所・携帯番号等） ・ 名簿の作成と更新
自主防災組織への移行		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営が避難住民の自治組織に移行。 ・ 以降教職員は側面から支援

◆災害発生後の保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー

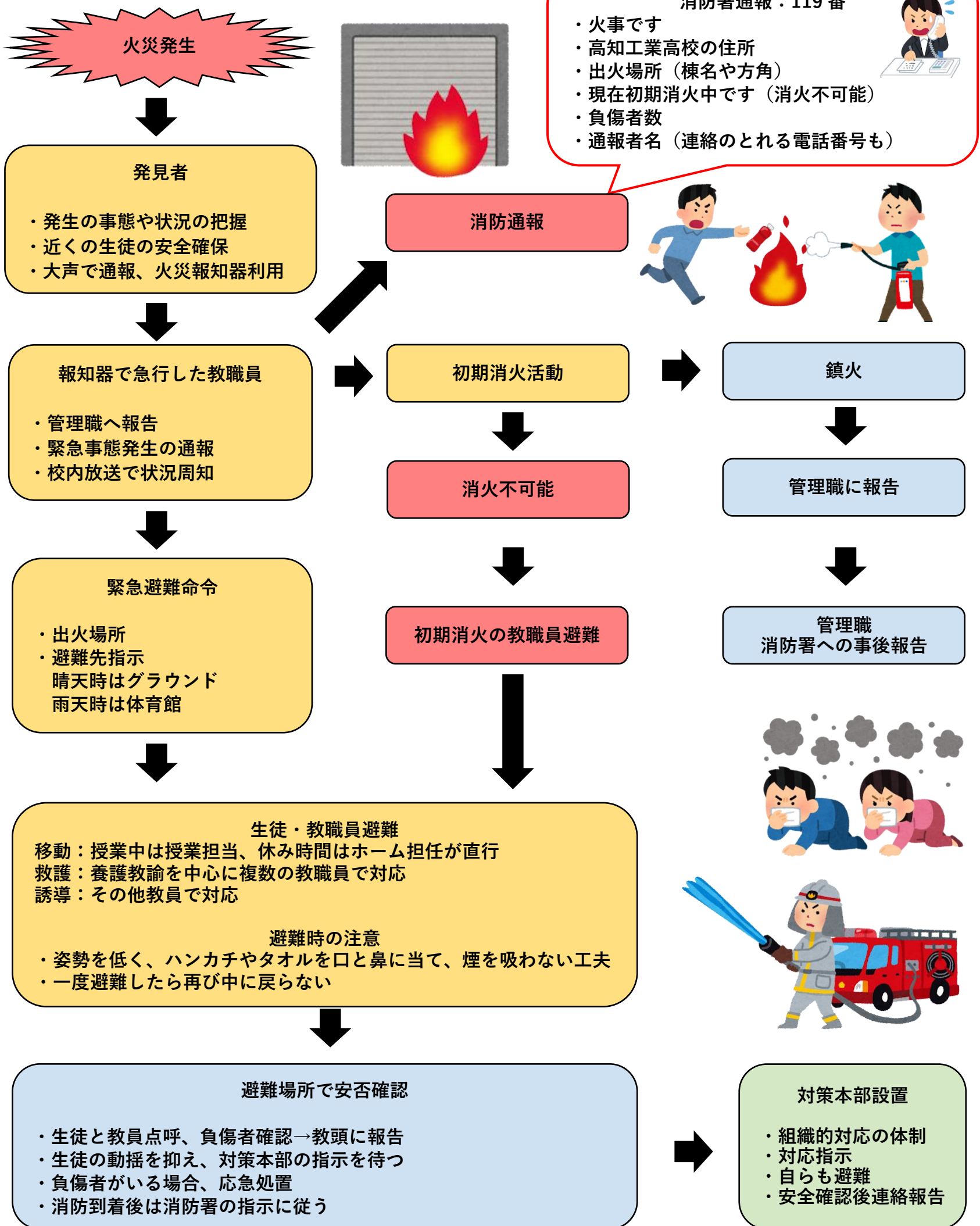


火災

p.28：火災時の緊急対応フロー



◆ 火災時の緊急対応フロー



健康被害

p.30 : 健康被害の予防

p.31 : 感染症聞き取りカード

p.32 : 学校感染症一覧表

p.33 : アレルギー反応による緊急時の対応

p.34 : エピペンの使用方法

p.35 : 心肺蘇生法

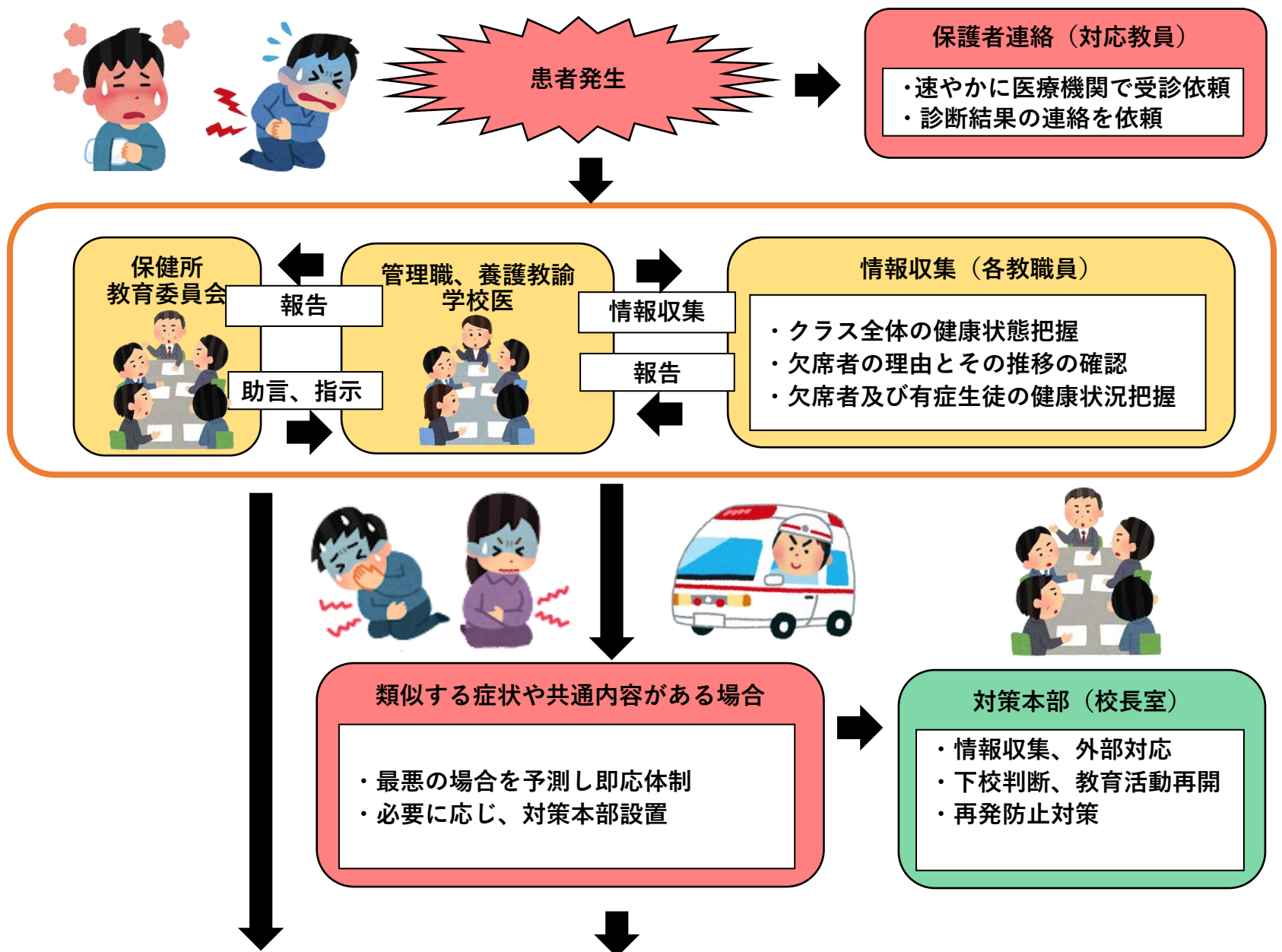
p.36 : 感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制



◆ 健康被害の予防

食中毒	感染症（一種～三種）
<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、調理道具の洗浄の徹底 ・学校行事での調理、配膳、配送を的確に実施 ・野外活動での調理、配膳、配送を的確に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な健康観察の継続 ・定期健康診断の受診 ・基本的感染対策の徹底（手洗い・換気） ・流行時期前の予防接種（任意） ・有症時には早期受診 ・自身の発症が集団感染になる可能性を自覚

◆ 校内であった場合の対応フロー



事後対応	
発生後対応	<ul style="list-style-type: none"> ・重傷であった生徒は登校後も健康状態に留意 ・発生原因は関係機関と連携して究明 ・除去や再発防止に努める
生徒対応	<ul style="list-style-type: none"> ・入院や欠席生徒への訪問、容態の確認 ・必要に応じ、カウンセリング等の支援
保護者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、説明会を設け、事実を説明 ・生徒の健康調査や臨時の健康診断について協力を依頼
感染予防	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の知識、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導

感染症聞き取りカード

年 キ・テ・ト・ケ・テ専・ケ専 氏名：

聞き取り日：令和 年 月 日（ ）

感染症：新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう）
咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

診断日：令和 年 月 日（ ）

発症日（発熱等）：令和 年 月 日（ ）

※5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

基礎疾患がある生徒について、主治医の見解のもと登校すべきでないとは判断された場合は保健室（養護教諭）にお知らせください。

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準】

分類	感染症名	出席停止の期間の基準
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（かさぶたのような状態）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 <small>ずいまくえんきんせいずいまくえん</small>	

※その他の感染症（条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症）

（例）溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、流行性嘔吐下痢症（ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス）など

【学校において予防すべき感染症】

学校保健安全法第 19 条および、学校保健安全法施行規則第 18・19 条において、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準が以下の表のとおりに定められています。

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準等	
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS）痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	
	第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発生した後 5 日を経過し、 かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、 かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで		
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（感染性胃腸炎など）	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	

※出席停止の期間は上記のとおりですが、医師から具体的な指示があればその指示に従ってください。

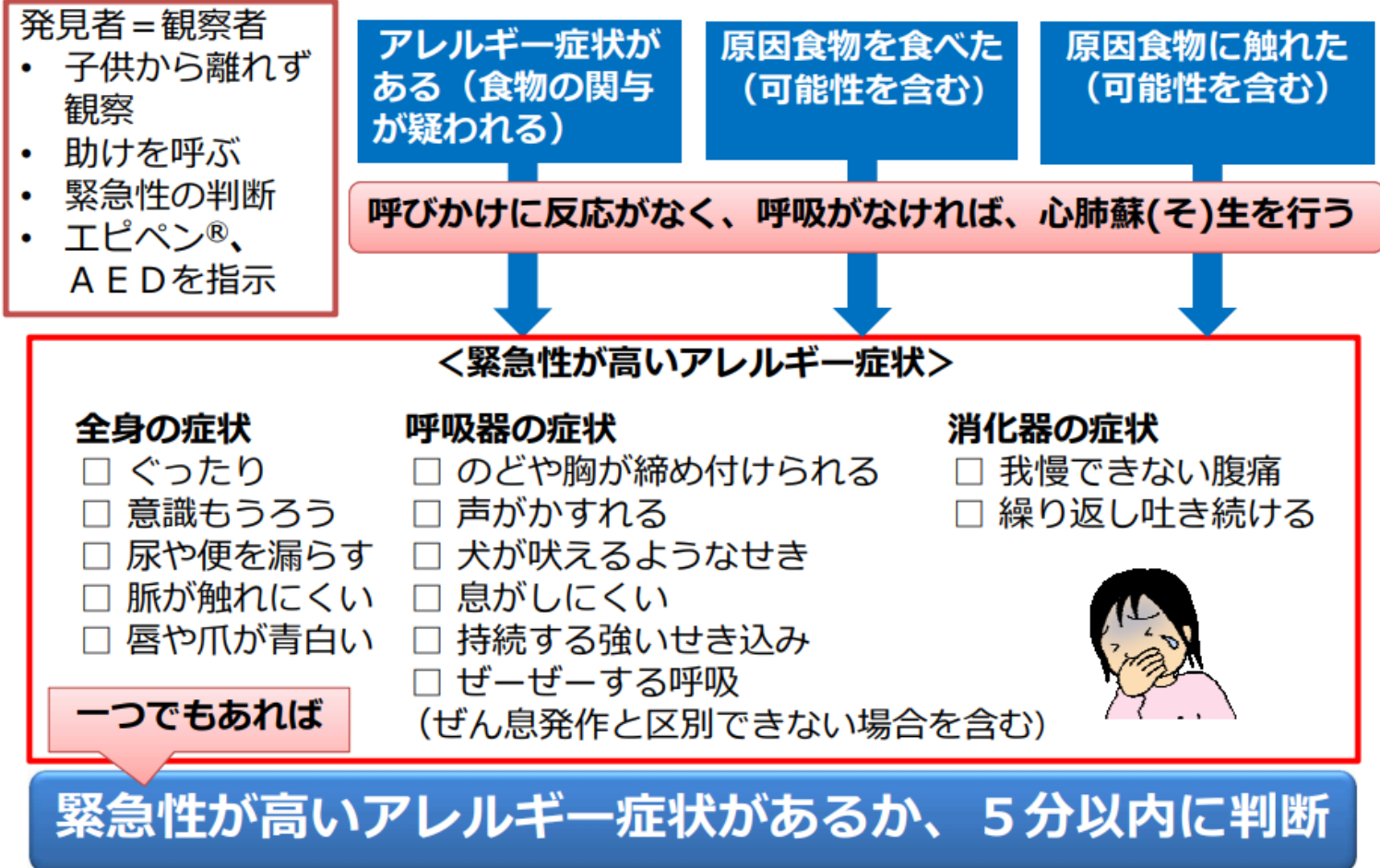
※第一種…感染症法によるもの

第二種…空気感染または飛沫感染するもので、学校において流行を広げる可能性の高い感染症

第三種…学校において流行を広げる可能性がある感染症。「その他の感染症」は、感染拡大を防ぐため
必要があるときに限り緊急的に措置を取ることができる。



◆ アレルギー反応による緊急時の対応



東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・(公財)日本学校保健会

緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・ 救急車を要請 (119番通報)
- ・ ただちにエピペン®を使用
- ・ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う → AEDの使用
- ・ その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない!**

＜安静を保つ体位＞

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しくあお向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかからせる

- ・ その場で救急隊を待つ

文部科学省・(公財)日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

◆ エピペンの使用方法

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、「カチッ」と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える
**注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！**

② しっかり握る




オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ
“グー”で握る！

⑤ 確認する



使用前 使用後
エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する
伸びていない場合は「④に戻る」

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくる場所です。絶対に指や手等で触れたり、押しつけないでください。

文部科学省・(公財)日本学校保健会
東京都:「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を **しっかり押さえ、動かないように固定する**

服の上からも注射できますが、**注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もいないことを確認**しましょう。

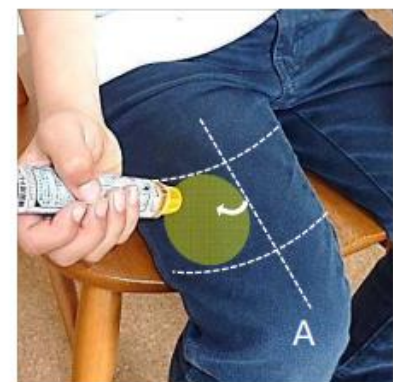
注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合



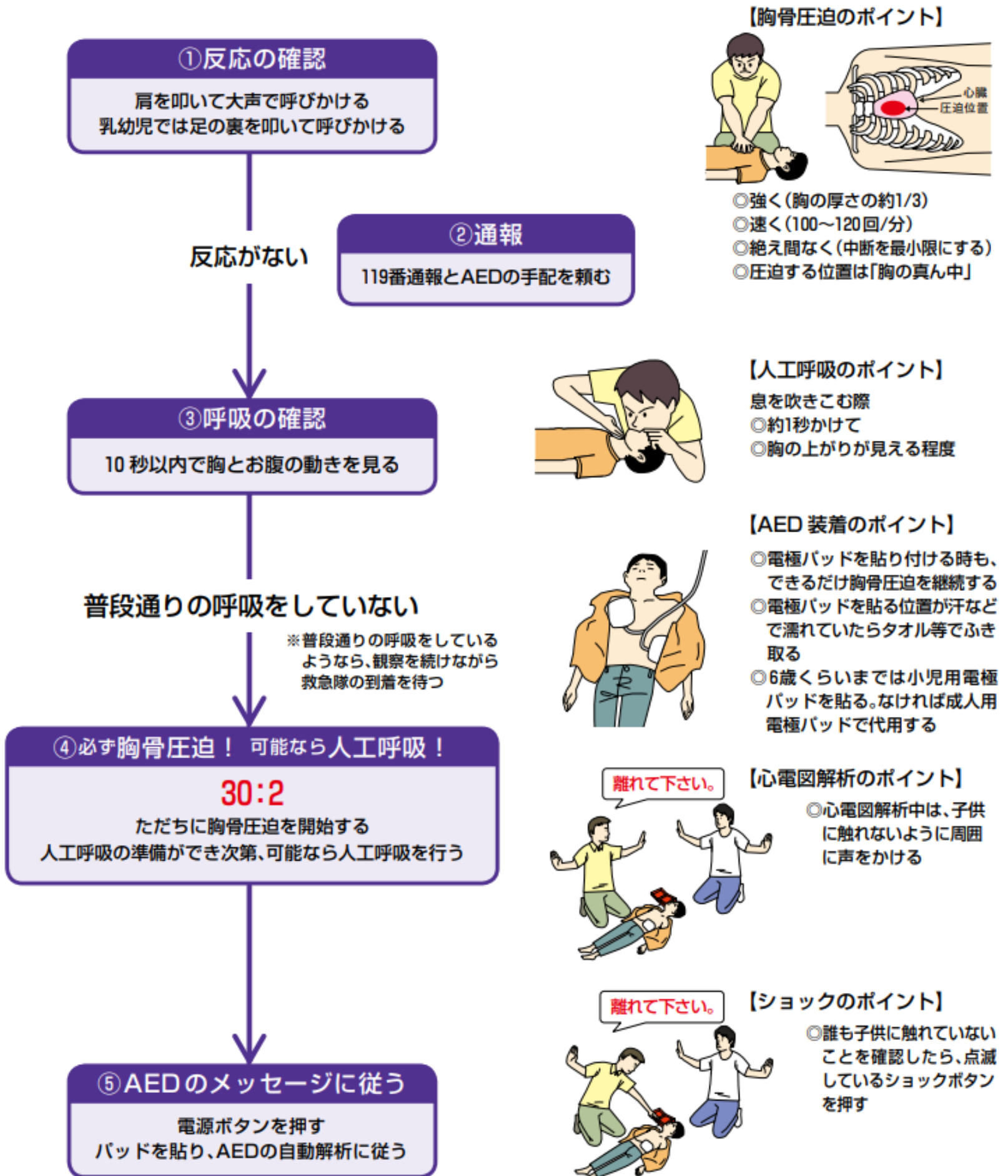
東京都:「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・(公財)日本学校保健会

◆心肺蘇生法

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



◆ 感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制

- ①各福祉保健所に電話をかけると、留守番電話で高知県庁代表番号（088-823-1111）を案内される。
- ②高知県庁に電話をかけると、守衛が緊急連絡網の電話番号を持っており、主管課の課長へ連絡。
- ③課長から担当チーフ、管轄の福祉保健所等へ連絡し対応。



◆ 各連絡先一覧

保健所			
名称	住所	電話番号	F A X
安芸保健所	安芸市矢ノ丸 1 - 4 - 36	0887-34-3175	0887-34-3170
中央東保健所	香美市土佐山田町山田 1128 - 1	0887-53-3171	0887-52-4561
中央西保健所	高岡郡佐川町甲 1243 - 4	0889-22-1240	0889-22-9031
須崎保健所	須崎市東古市町 6 - 26	0889-42-1875	0889-42-8924
幡多保健所	四万十市中村山手通 19	0880-35-5979	0880-35-5980



家畜保健衛生所等			
名称	住所	電話	F A X
中央家畜保健衛生所	土佐市高岡町乙 3229	088-852-7730	088-852-7733
（田野支所）	安芸郡田野町 903 - 8	0887-38-2543	0887-38-4152
（香長支所）	香美市土佐山田町加茂 777	0887-52-3069	0887-53-1359
（嶺北支所）	土佐郡土佐町田井 1370 - 7	0887-82-0054	0887-82-0094
西部家畜保健衛生所	四万十市具同 5208	0880-37-2148	0880-37-5326
（高南支所）	高岡郡四万十市榊山町 2 - 12	0880-22-1124	0880-22-4440
（檮原支所）	高岡郡檮原町檮原 1629	0889-65-0392	0889-65-1241
畜産振興課	高知市丸ノ内一丁目 7 番 52 号	088-821-4551	088-821-4578
鳥獣対策課	高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号	088-823-9039	088-823-9526

※家畜保健衛生所…家禽（鶏・アヒル・鴨 等の家畜）や愛玩鳥の異常

※鳥獣対策課…死亡野鳥



事故・事件

p.38：交通事故発生時の対応フロー

p.39：部活動時における事故防止

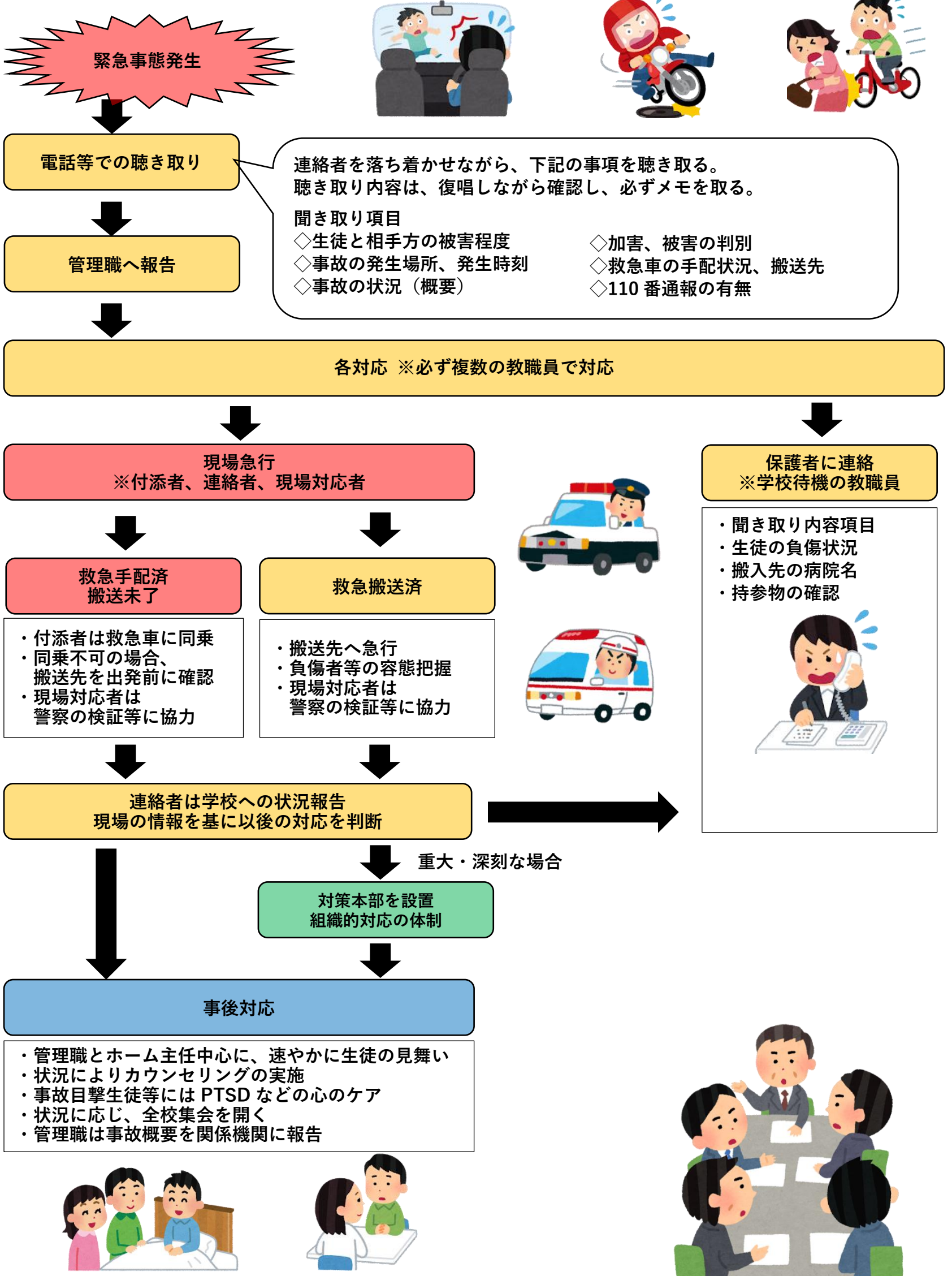
p.40：校内及び校舎入口等の日常防犯管理

p.41：学校に不審者が来た場合の対応フロー

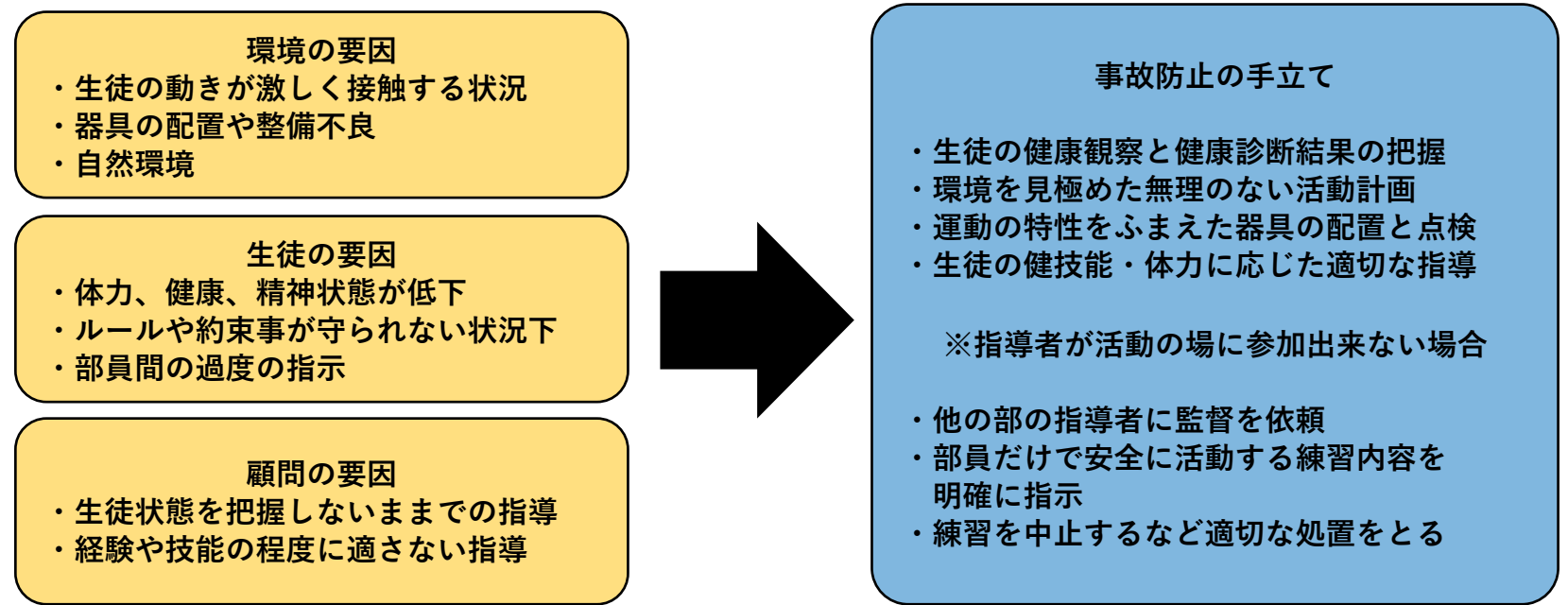
p.42：本校特定で犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



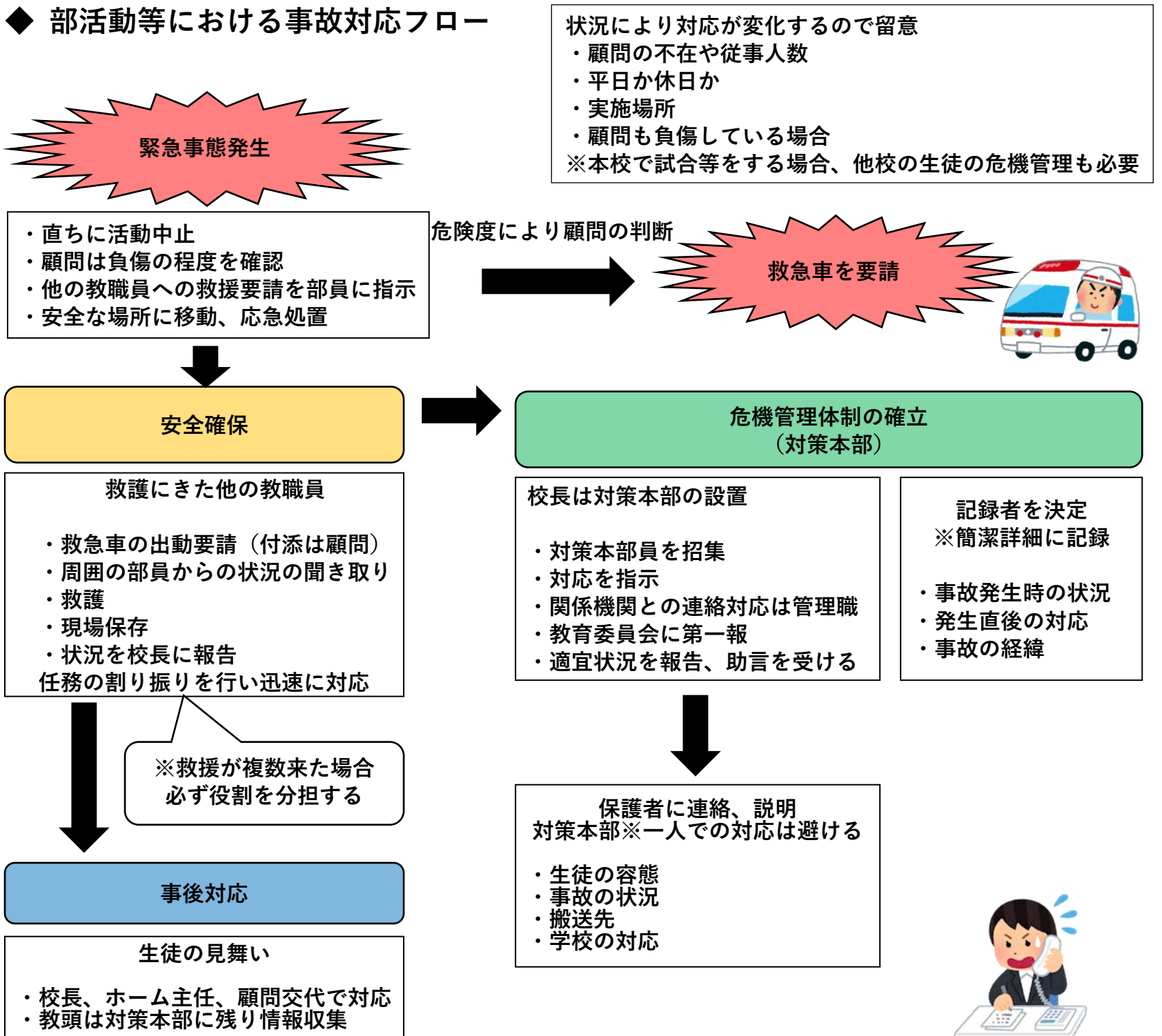
◆ 交通事故発生時の対応フロー



◆ 部活動等における事故防止



◆ 部活動等における事故対応フロー



◆ 危険時等発生要領 日常管理

(1) 校門及び校舎入り口の管理 (3段階)

①校門管理

正門	北門・南門	西側門・南東門
解錠時間 7:00~22:30 施錠時間 22:30~守衛が施錠 翌日7:00まで原則施錠 ・事務室への案内掲示 ・関係者以外立入禁止の表示	北門・南門の解錠時間 7:00~8:45 15:30~18:00 北門・南門の施錠時間 8:45~15:30(全日制授業時) 18:00~守衛が施錠 翌日7:00まで原則、施錠	原則、常時施錠 ※業者の搬入時のみ解錠

②校門から校舎入り口 校門入り口付近・駐車場・その他

正門	駐車場	その他
・事務室への案内掲示 ・教職員挨拶運動実施(通常時) 17:45~18:10 ・教職員挨拶運動実施(考査時) 18:00~18:25	・来校者用駐車場の明示	・関係者以外立入禁止の表示

③校舎入り口の管理 生徒用昇降口・来校者用入り口・その他校舎へ入れる場所

本館入口	その他
・事務室への案内掲示 ・事務室で来校受付	・関係者以外立入禁止の表示 ・事務室への案内掲示

(2) 来校者の管理

- ・来校者予定がある場合はグループウェアや職員昼礼で確認。
- ・一般来校者は事務室で受付のうえ、来校者と分かる札を配布。
- ・教職員は来校者とすれ違う場合は、積極的に挨拶を心がける。

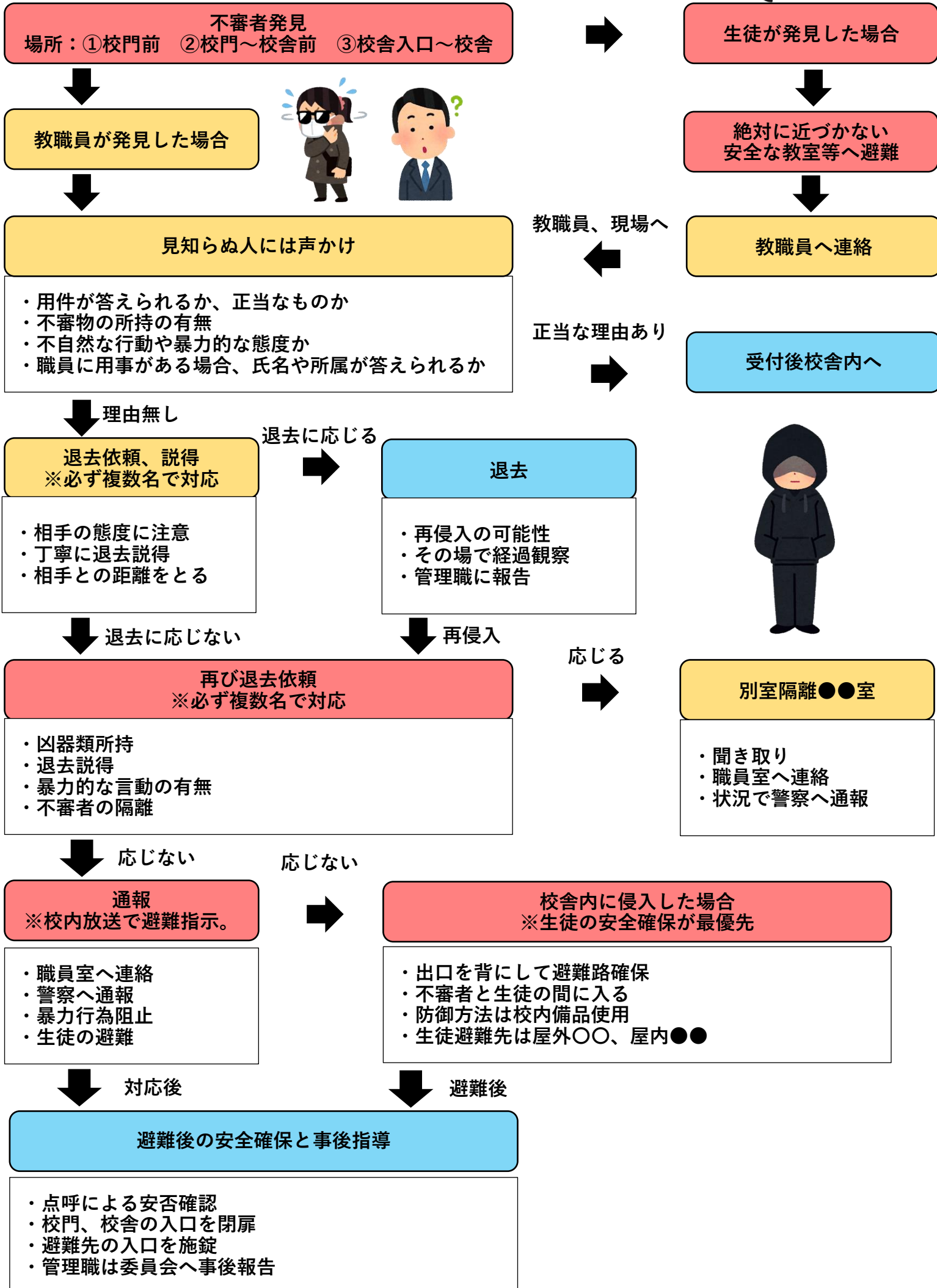


(3) 校内の巡視

- ・管理職や生徒部長や補導専任が主となり、全教員が協力して巡視を行う。
- ・毎週木曜日実施している教員の校内清掃時にも併せて巡視を行う。



◆ 学校に不審者が来た場合の対応フロー



◆ 本校特定で犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー

